



いつも身近に、法律の専門家を

大分 **みんなの法律事務所**
oita everyone's law office

2018. 9 Vol. 8

News Letter



Contents

- 事務所NEWS
- 労働法コラム
- 最新！新立法・改正情報
- 事務局コラム

事務所NEWS

■ 多くの方にご聴講頂いています！

弁護士 倉橋芳英

厳しかった夏の日差しも、秋風とともに和らいできました。朝晩の冷え込みが秋の訪れを感じさせますね。皆様、体調を崩してはいませんか？

さて、今年度の事務所の取り組みの1つである、セミナー開催について中間報告をさせていただきます。今年度は右記の通り、登壇依頼もあり、多くの方にご聴講頂く事ができ、大変嬉しく思います。

まだまだ年内のセミナー開催は続きます！今後も皆様のお役に立つ情報を多く発信すると共に、予防法務の提供が出来れば幸甚です。セミナーの様子は随時、当事務所facebookにもUPさせて頂いていますので、ご興味のある方は是非ご覧ください。

2月～4月	社会保険労務士事務所との共催セミナーや合同勉強会
5月	中小企業診断士協会様主催のセミナーに登壇
7月	バイク店様、保険代理店様向けの交通事故対応セミナー
8月	医療機関様向けの働き方改革セミナー 地域包括センター様主催のセミナーに登壇 社会保険労務士様向け実務対応セミナー
9月	中小企業診断士協会様主催のセミナーに再登壇 個人のお客様向けの交通事故対応セミナー&相談会 児童相談所様主催のセミナーに登壇

労働法コラム

■ 障害者雇用の水増し発覚---統計の問題

弁護士 田中良太

先月頃から、障害者雇用の水増し問題が世間を騒がせています。

現在、45.5人以上の従業員がいる会社については、従業員の2.2%以上が障害者でなければならないとされています。他方、国、地方公共団体は2.5%以上です。民間企業は、この義務に従わなければ、お金（障害者雇用納付金）を徴収されますが、国や地方公共団体にはそのような制度はありません。これは障害者雇用促進法に基づく法律上の制度です。

今回の問題は、国が法的義務を半分も満たしていなかったことが続々と明らかになったというものです。そこで、世間では「模範とならなければならない国の怠慢だ。」とか「障害者差別だ。」といった批判が巻き起こっています。民間企業は頑張って障害者の雇用を確保し、確保できない場合は金銭的な負担を負っているのにという思いから出ている場合もあるでしょう。

このような批判は至極もともとだと私も思いますが、私としては、別の根深い問題に注目したいと思います。それは統計の問題です。

平成30年度の障害者白書を見ても年齢別の障害者の人数を書いていないのです。精神障害者の調査だけ調査方法が違っていたり、違う年度に分けて何度か調査をしたりしていて、結局、現時点でどれだけの障害者がいるのか正確な数字が出てきません。総務省の国勢調査の内容も見ましたが同様です。

年齢別の人数さえわかりませんので、当然、労働可能なか不可能なのかの統計データもありません。

そうすると、2.2%や2.5%といった数値は一体何が根拠になった数字なのかさっぱりわからないということになります。2.2%なんて数字は、はなから達成不能な数字なのかもしれませんし、逆に低すぎるのかもしれません。障害者雇用納付金は今1人未達につき5万円ですが高いのか安いのかもわかりません。

思い返せば、働き方改革法案の審議の際にも、労働時間の集計に異常値が続々と見つかったというケースがありました。

統計データの集計が苦手な国だなあと思わざるをえません。GHQのマッカーサーが吉田茂に「日本の統計がいい加減だ。」と批判して、吉田茂が「まともな統計があれば、戦争なんてしませんでしたよ。」なんて返したという笑い話がありますが、ずさんなデータに基づいて人々を縛る法律が通るとなると笑い話ではありません。障害者雇用の義務化とはこの笑えない話の一つだったのではないのでしょうか。



最新！新立法・改正情報

■ 顧客からのハラスメント—国際的な動き

弁護士 田中良太

国連の国際労働機関（通称ILO）は労働条件の改善を通じて労働者の保護を図る全世界的な組織です。戦前の国際連盟から存在する由緒正しい国際組織です。そのILOが新たな歴史的な動きを見せようとしています。

先日、ILO第107回総会が開催されました。このとき「仕事の世界における暴力とハラスメントの終焉に関する」議論が行われました。これは、日本社会で問題になっている職場でのハラスメント、すなわち労働者間あるいは労使間で行われるセクハラやパワハラにとどまらず、顧客等の第三者からのハラスメントも含んだ対策の議論です。

確かに、職場でのハラスメントは、セクハラやパワハラが叫ばれ始めてから、相当程度減少しました。未だに根絶はされていませんが、良い傾向だといって良いかと思います。

その裏で放置されていたのが、職場外でのハラスメントです。取引先の接待で「これって職場だったらセクハラだよなあ。」という経験をしたことはありませんか？ 病院では患者さんによる女性看護師に対するセクハラが問題になっているそうです。また、不法不当な無理を通そうとする悪質クレマーに突き上げられて、精神を病む職場は少なくありません。駅員さんに対する暴力事件が話題になったこともありました。

「ハラスメント」とは「嫌がらせ」のことであり、そうである以上、誰に対してもしてはいけない行為です。しかし、この当然のことが、法的な議論の対象としてあまり盛り上がることはなく、労使間の問題ばかりが目立ってきました。

本来、こういった数々の行為は、暴行罪や名誉棄損、強制わいせつといった刑法で処罰可能なものも多くあります。そしてそれ以上に、民事事件で損害賠償の対象になりうる行為だってあります。

とはいえ、使用者としては、大事な取引先、貴重な顧客に対して強気に出られないことも十分考えられ、自身や従業員に我慢を強いることもあったかと思います。

他方で、使用者には労働者の安全に配慮する義務があり、この内容に危険な顧客から労働者を守る義務も含まれています。この義務に違反すれば、使用者が損害賠償の対象となります。

したがって、使用者は苦しい立場に置かれていたといえます。

ILOは今後、このようなハラスメントに対する規制を条約にしようとしています。詳しい議論は来年に持ち越されますが、ゆくゆくは条約として成立し、日本も国内法として整備することになるでしょう。このような議論が労働者にとっても使用者にとっても良い職場環境を作る助けになることが期待されます。

事務局コラム

■ 贅沢な晚餐

事務員 大平裕子

事務局大平です。今年の夏は猛暑でしたが、9月下旬になり、朝晩肌寒さを感じるようになりました。ここ最近では、少し遅れてやってきた秋の訪れを感じています。

さて、私は、先月夏の終わりに旬の魚「鮎の背ごし」をいただきました。生で食べられる旬の時期ギリギリだったようで、お店でも今日までしか出さないとの事なので、ラッキーでした♪

初めていただいたのですが、来店した当日水揚げされた鮎との事で、鮮度抜群！また、大将に目の前であまりにも綺麗に捌いていただいたので、目で見て美味しい！食べても美味しい！大将の説明を聞かせていただいて、耳でも美味しい！の三拍子揃った贅沢な晚餐になりました。（そして冷酒も美味しい！笑）

これも夏の一つの思い出です。

これからは、おでんと熱燗が恋しい季節になります。また食レポをさせていただければと思います。

夏が終わり、気温の変化が激しい季節になりましたので、皆様くれぐれもお体をご自愛ください。



医療機関・医療従事者が知っておきたい
法律コラムをお届けする

News Letter



Contents

● 医療コラム

医療コラム

医療機関に対するWebでの広告規制

弁護士 小島宏之

心地よい秋風も、近頃は肌に冷たく感じる今日この頃、皆様いかがお過ごしですか。

さて、今回のコラムでは、2018年10月11日に開催を予定しております、医療機関向けセミナーで取り扱う【医療機関に対するWebでの広告規制】について、ほんの一部ですがお話ししたいと思います。

現在、患者が新たに受診する医療機関を探す際、インターネットの普及により、患者の約60%がインターネットで検索しており、集患のためにはウェブ対策が必須といえる状況です。私自身、昨年福岡から大分に引っ越してきた関係もあり、まずはインターネットで口コミ情報を確認します。しかしながら、法律的に、2016年に健康・医療系まとめサイトの記事内容の信憑性に疑義が生じ、運営会社の責任が問われる事態が発生したほか、2018年6月から、厚労省が医療広告ガイドラインを実施し、ウェブ広告規制を開始したため、「ルールの中での最大限の集客を目指したホームページ作り」など、ウェブ広告についての対応が必須です。

そのため、本稿では、ウェブ広告における注意点を、簡単に説明したいと思います。

- ①「広告」と意図していなくても規制の対象となり得る場合がある
これは、医療機関のウェブページにて、パスワードなどの設定なしに外部から閲覧できる状態であれば、患者に対するアピールにつながるものと認識される可能性があり、たとえ「院内報」としての形式をとっていたとしても、「広告」として規制対象になる、ということです。そのため、形式的に「院内報」であっても、第三者から医療機関のアピールポイントを示しているものと認識されれば、規制から免れることはできない、ということです。
- ②たとえ内容が真実だとしても、他院より自院が優れている、という広告はできない
「当院は県内ナンバー1」「当院は他院にはない最新設備を導入しています」などの、他院と比較して自院が優れていると認識させるような表現は規制対象となります。この点については、ホームページのアドレスの中で、「no1hospi@xxx.or.jp」のように、No.1等の記載をすることも規制の対象となっていますので、あくまで、「当院はこれだけ（具体的数字）の実績があります。」という形にしなければならないということです。

また、ウェブ対策としては、自院のホームページに対する対応のみならず、口コミ情報への対応も必要となります。具体的な根拠がなく、ただ否定的な評価だけを記載し、医療機関の正確な根拠につながり得ない、明らかにクレームと思われるような口コミ情報は無視したいところですが、一般的な影響や風評被害を考えると無視することはできないので、管理会社への削除依頼等の対策を講じる必要があります。

冒頭でもお話ししました、今回のセミナーでは、法規制についてより詳細な話はもちろん、広報戦略についても講師の方をお招きしてお話しさせていただきますので、興味ございましたら、出席していただけると幸いです。